

# 淀川水系河川整備事業

木津川上流直轄河川改修事業(上野遊水地)  
木津川上流直轄河川改修事業(名張川等)  
瀬田川直轄河川改修事業  
草津川直轄河川改修事業(草津川放水路)  
野洲川直轄河川改修事業  
宇治川直轄河川改修事業  
桂川直轄河川改修事業  
木津川下流直轄河川改修事業  
淀川直轄河川改修事業  
猪名川直轄河川改修事業  
淀川直轄河川環境整備事業(自然再生事業)  
淀川直轄流水保全水路整備事業  
瀬田川直轄河川環境整備事業(河川利用推進事業)

平成16年3月2日

国土交通省 近畿地方整備局

# 淀川水系河川整備事業

1. 淀川水系の概要
2. 過去の災害
3. 計画の変遷
4. 河川整備の現状
5. 事業の進捗状況・見込み
6. コスト縮減や代替案立案等
7. 事業の投資効果
8. 対応方針（原案）
9. 流域委員会での審議状況と今後の予定

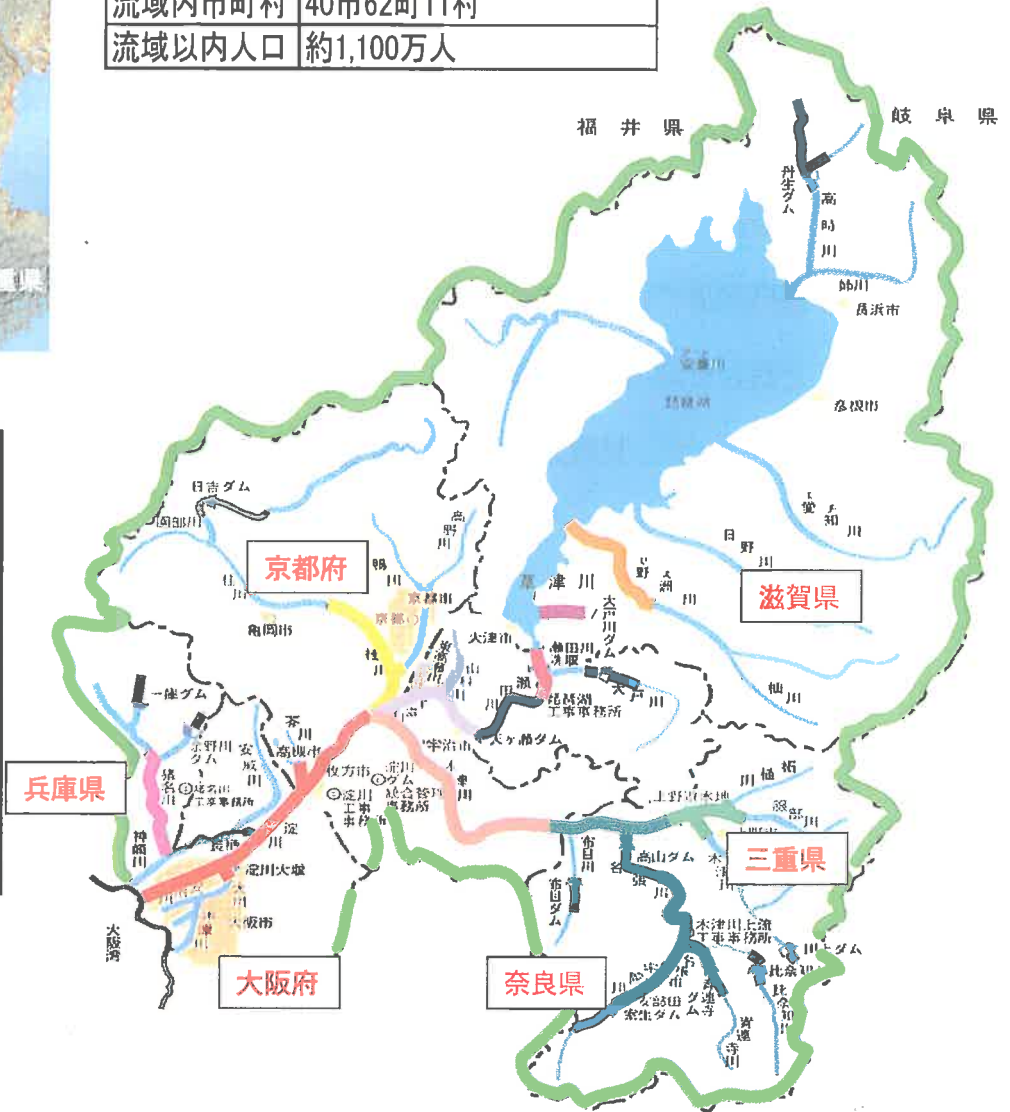
# 1. 淀川水系の概要

## (1) 位置図



諸 元	
流域面積	8,240km <sup>2</sup>
幹川流路延長	75.1km(瀬田川上流端まで)
流域内市町村	40市62町11村
流域以内人口	約1,100万人

凡 例	
---	府県境
—	淀川流域界
—	淀川
—	桂川
—	宇治川
—	木津川下流
—	猪名川
—	野洲川
—	草津川
—	瀬田川
—	木津川上流(上野遊水地)
—	木津川上流(名張川等)
—	ダム区間



## (2) 概要

### ・淀川水系

一級河川淀川水系淀川は、その源を滋賀県山間部に発する大小支川を琵琶湖に集め、大津市から河谷状となって南流し、桂川と木津川を合わせて大阪平野を西南に流れ、途中で神崎川及び旧淀川(大川)を分派して大阪湾に注いでいます。

その流域は、大阪、兵庫、京都、滋賀、奈良、三重の2府4県にまたがり、近畿地方における社会・経済・文化の基盤をなしています。また、流域内に多くの都市が発展し、特に大都市の大阪、京都を抱える中・下流域は、我が国でも有数の人口・資産の集積を成しています。

## ・淀川

淀川は大阪府と京都府の境で宇治川（淀川本川）、桂川、木津川の3川が合流して淀川となり、大阪平野を貫流して大阪湾に注いでいます。

淀川下流部沿川は都市化が進んでおり、水害発生時は甚大な被害が発生することとなります。

また、我が国の高度経済成長期である昭和30年代より水質汚濁が顕著となりました。

## ・宇治川

淀川の本川である宇治川は、琵琶湖を水源とし、宇治より京都盆地の東部を北流し、京都府向島で山科盆地から流れてくる山科川と合流し京都府南部を西へ流れ、木津川、桂川と合わせ淀川となります。

宇治川は、琵琶湖の洪水調整放流により洪水継続時間が長くなるという特徴を有しています。

## ・桂川

淀川三川の1つの支川桂川は、京都府中部に広がる丹波高原の佐々里峠にその源を発し、狭窄部となっている亀岡盆地を抜け京都市内を貫流し、淀川に合流しています。

桂川には多数の井堰が存在するため、洪水の流下に支障となっています。

また、生活排水や事業所排水の影響を受け、水質汚濁が顕著となりました。

## ・瀬田川

瀬田川は琵琶湖から流出する唯一の河川であり、自然の狭窄部である鹿跳溪谷を流下し、京都府域に入って宇治川と名称を変えます。

瀬田川洗堰は、下流への流量調節機能と上流の琵琶湖水位調節機能を有しており、洪水時にはゲートを全閉して下流河川の氾濫を防ぐ操作を行っています。

## ・草津川（草津川放水路）

旧草津川は日本有数の天井川で、河床は市街地の地盤より5～6mも高くなっているため、破堤時の被害は甚大なものとなります。このため草津川の平地化を目的として、草津川放水路の建設に着手し、平成14年6月には放水路の通水を行い、放水路が草津川となりました。

## ・野洲川

野洲川は、その源を鈴鹿山脈の御在所岳に発し、田村川、杣川などを合わせ琵琶湖に注ぐ滋賀県第二位の河川です。

野洲川は「暴れ川」と呼ばれ、下流部では南流・北流に分かれ、天井川となって度々洪水氾濫を繰り返して来ましたが、昭和54年には「野洲川放水路」が完成し、現在の野洲川となりました。

## ・木津川下流

淀川三川の1つの木津川（下流）は、京都府南部を北西に向かって流下し、淀川に合流しています。

河床材料は風化花崗岩からなり、古来よりそれらを使用して築堤された堤防は、透水性が高く、漏水の実績も多々あり、洪水時には破堤の危険性が有ります。

## ・木津川上流（上野遊水地）

木津川の本流は、布引山脈に源を発し、山間を曲流して上野盆地に出て、服部川と合流し、岩倉峡を西流して大河原で名張川と合流し、京都府南部を北西に向かって流下し、淀川に合流しています。

特に、木津川と服部川の合流点付近は、下流の狭窄部（岩倉峡）のため洪水が流下しにくく浸水被害が度々起こっています。

## ・木津川上流（名張川等）

名張川は、木津川左支川で尼ヶ岳、大洞山、高見山等の布引山脈に連なる山々に源を発し、北流して大河原地点で木津川と合流しています。

名張市街地の上流には三つのダムが完成しています。

## ・猪名川

猪名川は、大阪・兵庫の府県境をほぼ流れ、上流部は、渓谷河川となっており、中下流部は、阪神工業地帯と密集した市街地が広がる都市河川となっています。

猪名川流域では、市街化が著しく進んだため、流域が一体となって治水事業に取り組んでいます。

## 2. 過去の災害

洪水年月日	発生原因	枚方水位 (m)	流量(枚方) (m <sup>3</sup> /s)	流域平均総雨量 (mm)	浸水面積 (ha)	被災家屋棟数 (戸)
M18. 7. 1	暴風雨(明治大洪水)	不明	不明	不明	88,371	17,682
T 6.10. 1	台風(大正大洪水)	5.68	不明	不明	16,733	5,245
S28. 9.25	台風13号	6.95	7,800	249.0	31,960	238,722
S34. 8.14	台風 7号・前線	6.50	6,800	272.0	7,924	33,418
S34. 9.27	台風15号(伊勢湾台風)	6.69	7,970	215.0	13,811	20,885
S35. 8.30	台風16号・18号・前線	4.70	3,775	179.0	6,602	18,088
S36.10.28	台風26号・前線・低気圧	6.95	7,206	251.0	6,669	11,533
S40. 9.17	台風24号	6.76	6,868	203.0	304	11,771
S47. 9.17	台風20号	4.63	5,228	200.0	6,149	71,819
S57. 8. 2	台風10号	4.65	6,271	231.0	1,252	29,779

※ 流域災害資料集 H13. 3 より

※ 総雨量は、枚方上流域平均総雨量を示しています。



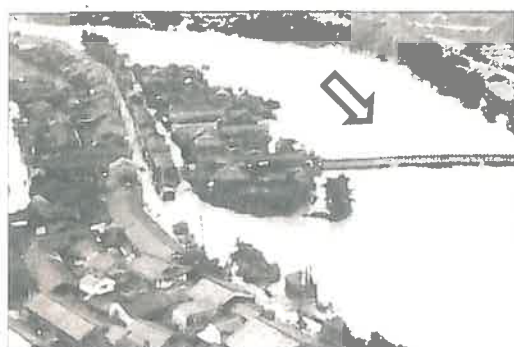
昭和28年13号台風による芥川の決壊状況



昭和28年13号台風による上野市内の浸水状況



昭和28年13号台風による久御山町付近の浸水状況と東一口周辺の浸水家屋



昭和35年台風16号による  
中の島地区(池田市)の浸水状況



昭和40年24号台風による  
琵琶湖沿岸(守山市)の被災状況

### 3. 計画の変遷

#### (1) 計画の変遷

年	内 容
明治 7年	淀川・宇治川・桂川・木津川が直轄河川改修事業となる
明治29年	淀川改良工事
明治33年	瀬田川が直轄河川改修事業となる
昭和15年	猪名川が直轄河川改修事業となる
昭和29年	淀川水系改修基本計画 ・計画高水流量6,950m <sup>3</sup> /s(枚方)
昭和33年	野洲川が直轄河川改修事業となる
昭和40年	淀川水系工事実施基本計画 ・S34年の出水により木津川ダム計画を修正
昭和42年	木津川上流が直轄河川改修事業となる
昭和46年	淀川水系工事実施基本計画(第1回)(部分改訂) ・計画高水流量12,000m <sup>3</sup> /s、超過確立1/100から1/200に修正
昭和62年	・直轄流水保全水路整備事業創設
昭和63年	淀川水系工事実施基本計画(第2回)(部分改訂) ・高規格堤防についての追加、堤防高の部分改訂
平成元年	瀬田川直轄河川環境整備事業着手
平成 4年	淀川水系工事実施基本計画(第3回)(部分改訂) ・高規格堤防についての部分改訂 ・草津川が直轄管理区間に編入
平成 5年	淀川水系工事実施基本計画(第4回)(部分改訂) ・大津、草津放水路についての部分改訂 ・淀川直轄河川環境整備事業着手
平成 6年	淀川水系工事実施基本計画(第5回)(部分改訂) ・ダム名等の記載にかかる部分改訂

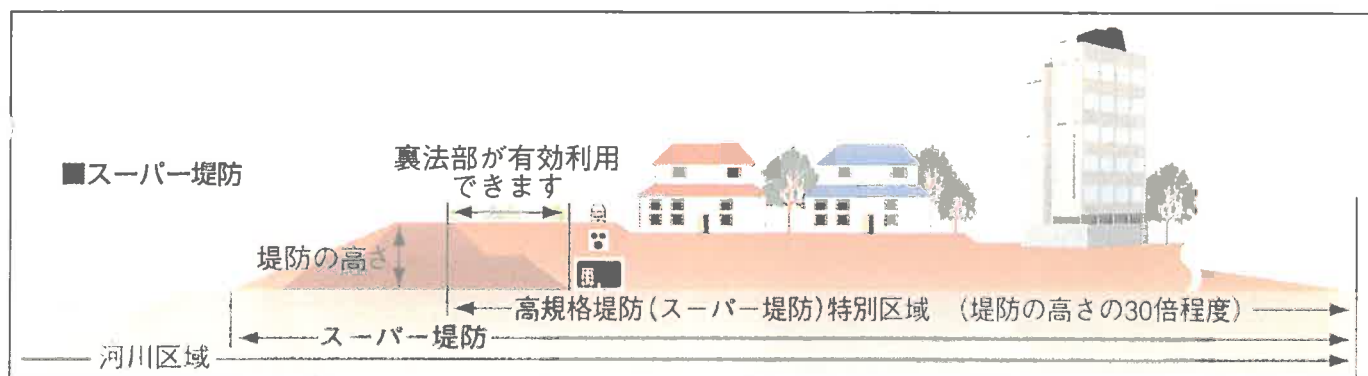


## (2) 高規格堤防事業の概要（淀川）

淀川は背後地に人口及び資産が集積しており、堤防が計画の規模を上回る洪水により破堤した場合の甚大な被害を避けるため、高規格堤防事業を実施しています。

高規格堤防事業とは堤防の市街地側に盛土をして堤防の幅を高さの約30倍に広げた台地状の堤防です。

また、高規格堤防（スーパー堤防）とまちづくりを一体的に整備しますので、高規格堤防上のまちは眺望の開けた快適なまちに生まれ変わります。



### ◆高規格堤防事業の整備効果

高規格堤防事業は、防災都市の基盤づくりを力強くサポートすると共に、水辺の空間を活かした快適な住環境を創造します。

- ・ 超過洪水による破堤の防止
- ・ 堤防耐震性の向上
- ・ 良好な景観および市街地再整備による快適なまちづくり

### (3) 総合治水事業の概要 (猪名川)

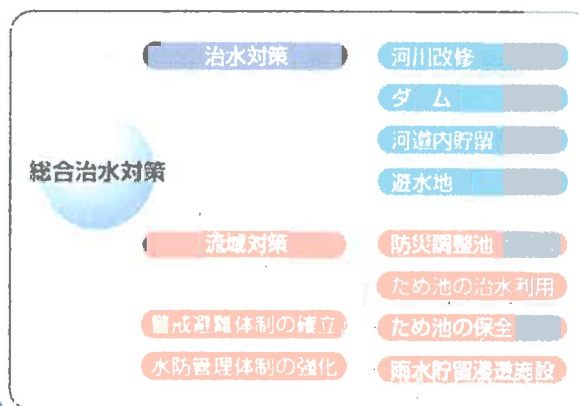
猪名川では、市街化の著しい流域で河川改修(治水対策)とともに、流域内で雨水を一時的に蓄えて洪水を防ぐ総合治水事業を実施しています。

昭和53年 総合治水対策特定河川指定

昭和55年 猪名川流域総合治水対策協議会設立

- ・国土交通省
- ・大阪府、兵庫県
- ・流域 10 市町

昭和57年 猪名川流域整備計画策定



#### 流域内貯留機能



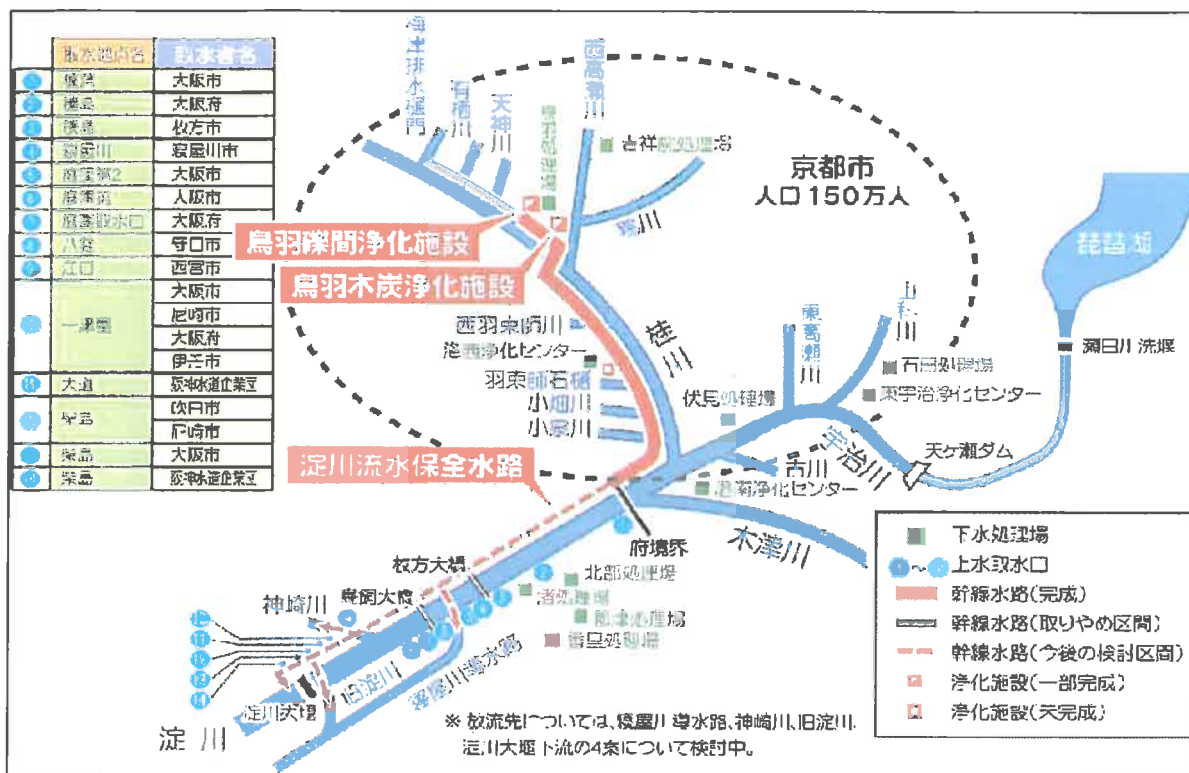
### (4) 流水保全水路整備事業の概要 (淀川・桂川)

淀川流水保全水路整備事業は、高水敷に新たな水路(流水保全水路)を設置し、淀川の主要な汚濁源となっている中下流部における支川等からの汚濁流入水を本川に合流させることなく分離・流下させるものです。

このことによって、主要な汚濁源の流入地点の主要な取水地点の位置関係を改善し、もって淀川の水質回復及び多様な生物の生息・生育環境の保全を図ります。

さらには、広大な高水敷きを活用した浄化施設の整備により、流水保全水路からの放流水の適切な水質を確保し、水質改善等水環境改善の求められる都市内河川などに環境用水として供給するとともに流水保全水路そのものにも親水的な要素をもたせてより良い河川空間の形成など、水量・水質が一体となった総合的管理を目指します。

## 事業実施位置図



### (5) 淀川直轄河川環境整備事業（自然再生事業）の概要

鶴殿地区の高水敷は、良質なヨシ等の植物群落が形成され、優れた自然環境を備えており、生態学的にも歴史的・文化遺産的にも貴重な場所です。

しかし、近年は地下水位の低下や高水敷への冠水頻度の減少により、干陸化が進みヨシ等の湿性植物群落の衰退が進行しているため、鶴殿地区のヨシ原の保全・再生を行うものです。

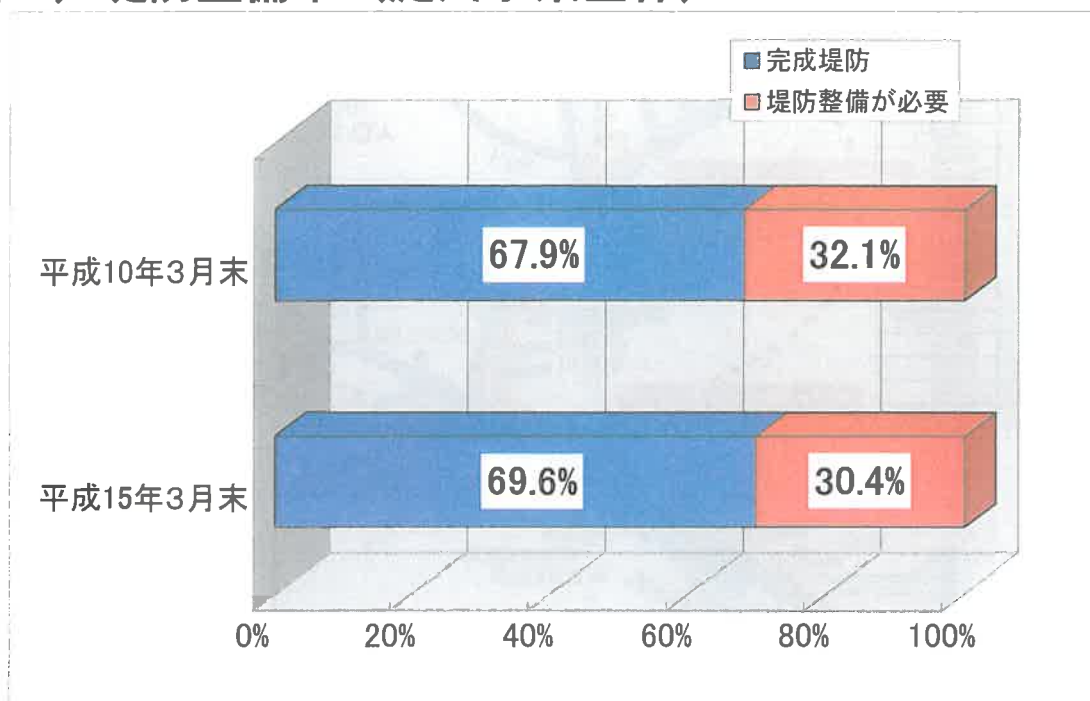
また、淀川の舟運を目的として明治時代にオランダ人技師の指導によって、設置した水制工周辺に成立したワンド群において、天然記念物のイタセンパラが生息しており、生態的にも歴史的・文化遺産的にも価値が高いワンド群の保全・再生を行うものです。

### (6) 瀬田川直轄河川環境整備事業（河川利用推進事業）の概要

現在の瀬田川は、治水を中心とした改修によって作られた単調な河川空間であり、河川沿いに歩道のない幹線道路が走り、人々が河川に近づきにくい状況になっています。その改善のため、水辺に親しみ、河川利用拠点間を安全・快適に移動できる散策路整備を実施するものです。

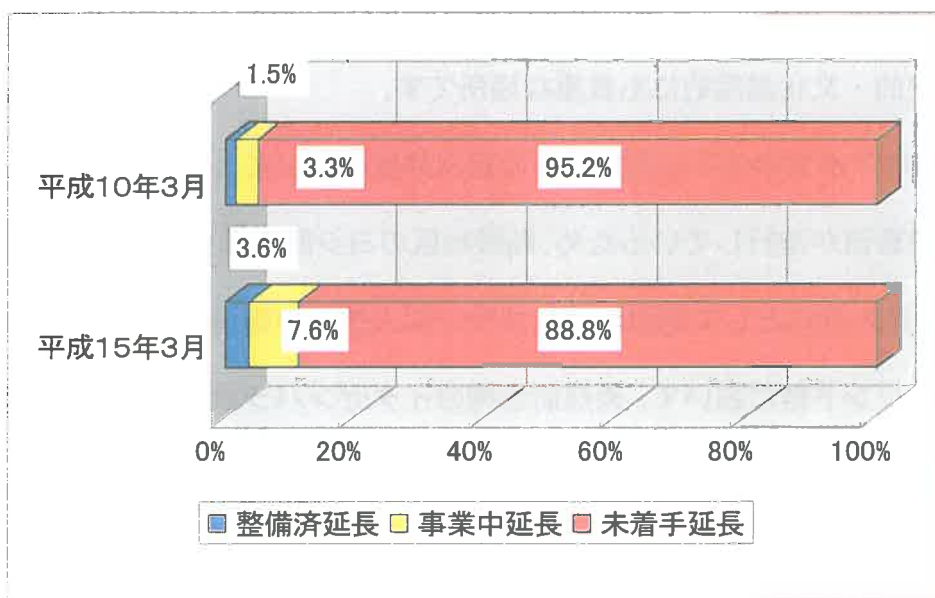
## 4. 河川整備の現状

### (1) 堤防整備率 (淀川水系全体)



### (2) 高規格堤防整備率

平成15年3月現在で堤防整備率は完成堤防で約4%です。



整備済延長：全体整備延長89.2kmに占める盛土完了延長の割合

整備中延長：全体整備延長89.2kmに占める工事中及び、協議中箇所の延長の割合

未着手延長：全体整備延長89.2kmに占める未着手箇所の延長の割合

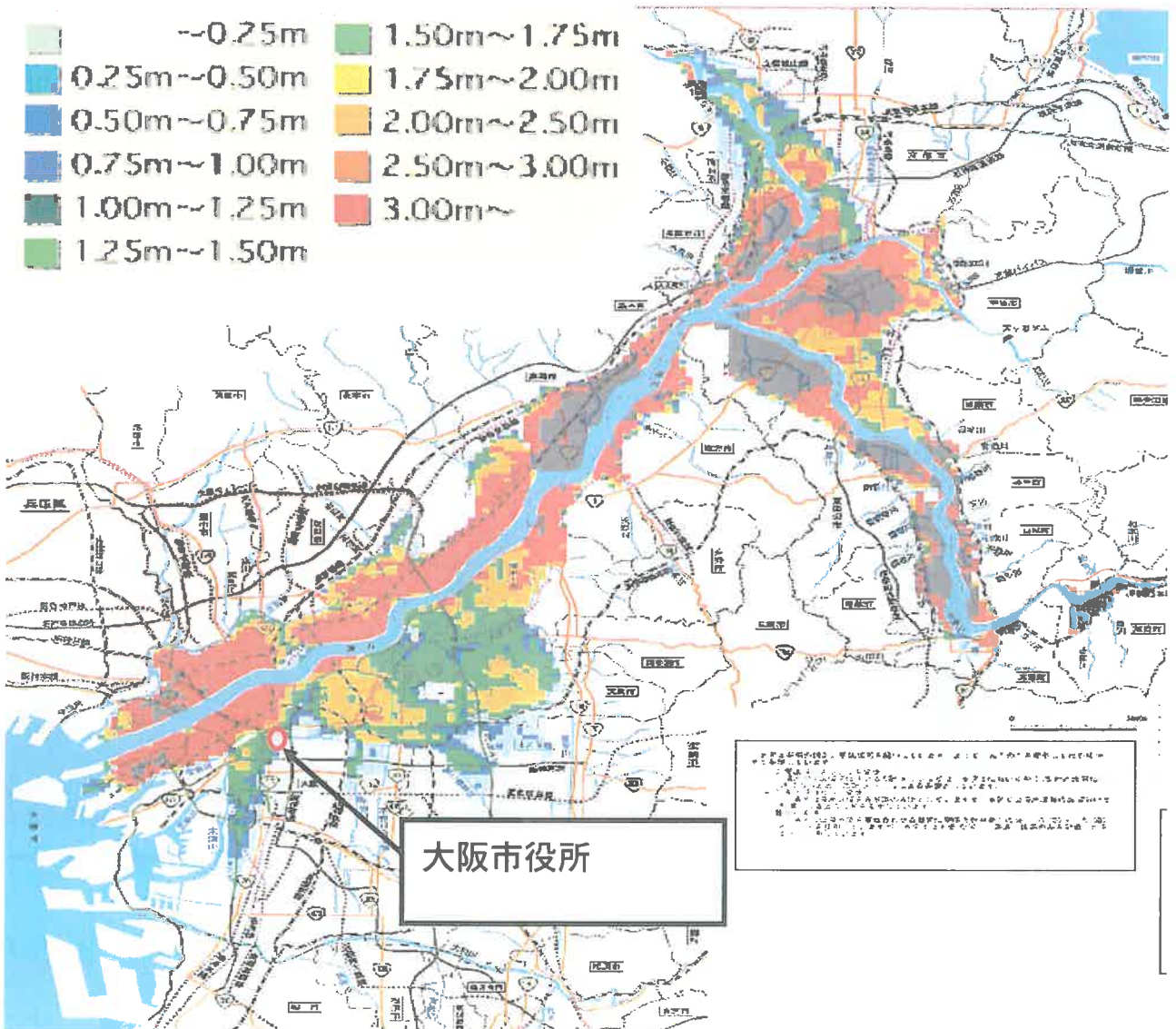


### (3) 浸水想定区域図

#### 淀川水系浸水被害予想

浸水想定区域面積	約 4.6 万 ha
浸水想定区域内家屋数	約 79.8 万戸 (床上浸水) 約 14.6 万戸 (床下浸水)
浸水想定区域内人口	約 244 万人
浸水想定区域被害額	約 77.3 兆円

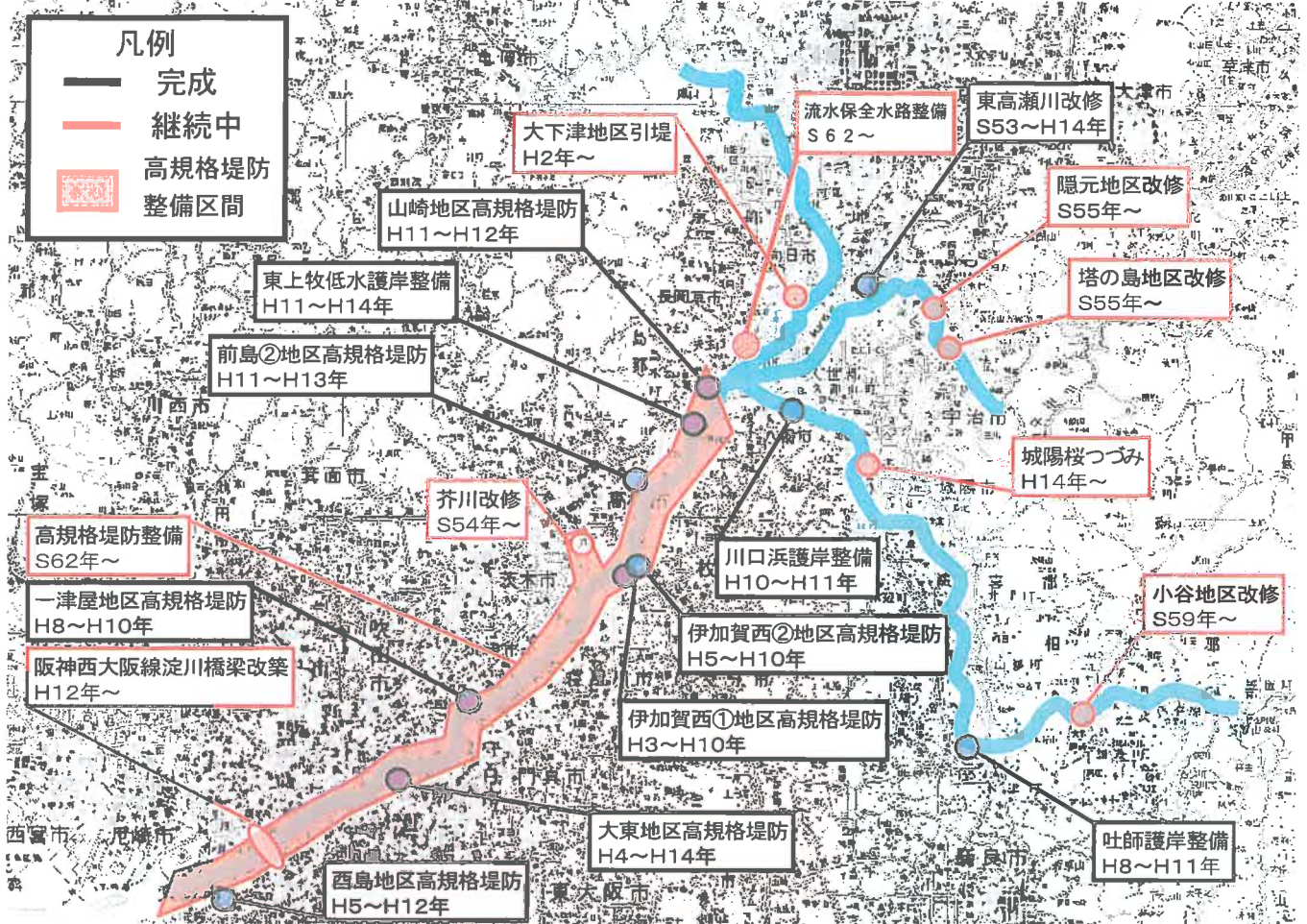
※瀬田川・草津川除く





## (4) 前回評価からの主要事業実施箇所

### ① 淀川・宇治川・桂川・木津川下流





## ②瀬田川・草津川・野洲川









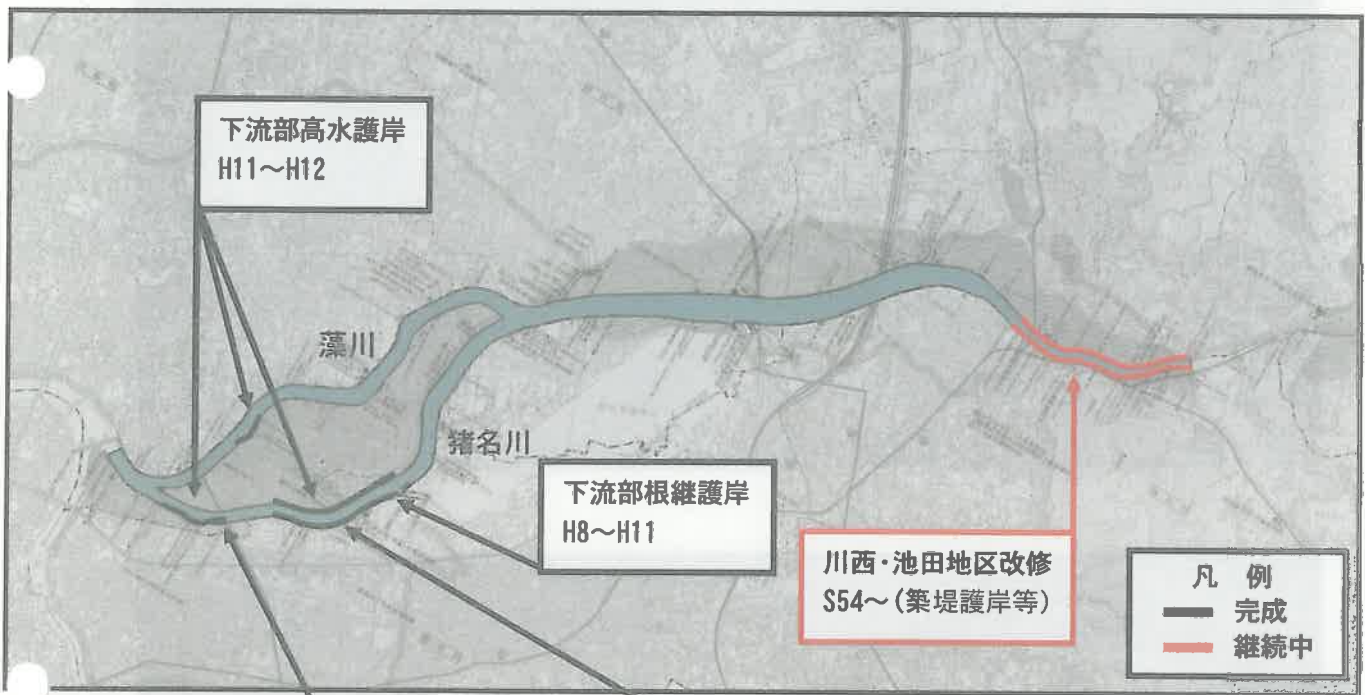
# ④猪名川

互見・兄弟社長の責務

六天作の内本基の皇朝御基圖ヲ繪述川河○



本基の



## 5. 事業の進捗状況・見込

川谷 誠③

### ○河川整備計画基礎原案の基本的な考え方

#### 河川整備の基本的な考え方

- ・河川整備が行われ洪水氾濫の頻度は確実に減少した。
- ・しかし、ひとたび破堤が生じると  
人命被害  
家屋の損壊  
ライフラインの途絶等といった被害を受ける  
恐れがある。
- ・破堤による被害の深刻さ（被害ポテンシャル）は  
現在も増加し続けている。

#### 河川整備の基本的な考え方

私たちは安全で、快適で、豊かに暮らすため、流域の中で水循環系に様々な変化を与えてきた。

あらゆる人間活動が水循環系に対し変化を与え、河川の環境、治水、利水に影響を与えている。



## 河川整備の基本的な考え方

- ・ 水資源開発施設の建設や洪水対策のための河川整備は、流域の開発と相まって、河川  
の環境や生態系に影響を与えていることも  
事実
- ・ ダムの建設は広範囲にわたる水没を伴い、  
地域社会に大きな影響を与えた

## 河川整備の基本的な考え方

- ・ 河川敷の利用については、沿川の市街  
化並びに人口増加に伴い、河川敷以外  
では設置可能なグラウンド等のスポー  
ツ施設が整備され、これらが河川の環  
境や生態系へ影響を与えてきた

## 河川整備の基本的な考え方

これらの課題に対して

河川管理者のみの対応には限界がある。流域的視点に立って関係者が連携協力し、河川整備計画を策定する。この際、社会環境、自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う。

## 河川整備の基本的な考え方

○「川が川をつくる」ことを手伝うという考え方を念頭に河川環境の保全・再生を図る。

○洪水対策についてはハード・ソフト両面にわたって推進するが、狭窄部下流の治水安全度を損なわないで上流の安全度の向上を図る。

○水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す。また水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する。

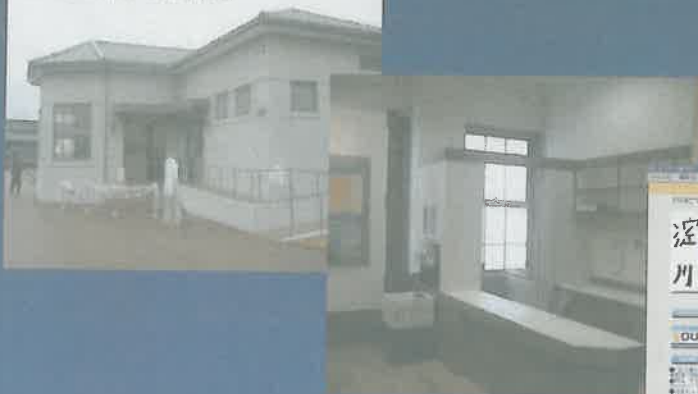
○河川の利用については「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする。



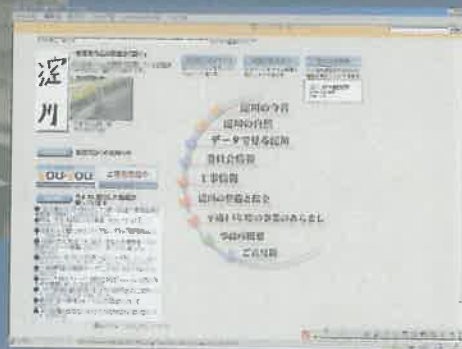
情報の共有と公開、住民との連携・協働、  
関係団体・自治体・他省庁との連携

### 河川レンジャーの活動拠点

三栖の閘門資料館



インターネットによる  
情報公開



## 河川環境の修復

- ・ 「『川が川をつくる』のを手伝う」という考え方を念頭に実施するとともに、常に慎重にモニタリング
- ・ 横断方向及び縦断方向の連続性の修復
- ・ 治水や利水の影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図る
- ・ 安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましい河川水質を新たな目標として

## 治水

- ・狭窄部の開削及び無堤部の築堤は、下流への流量増により破堤の危険度を増大させる為、下流の破堤の危険度を増大させないという観点から、下流の河川整備の進捗状況等を踏まえて実施の判断を行う。
- ・以上を基本とした上で、破堤による被害の回避・軽減を目標として、そのための施策を最優先で取り組む。
- ・また、これに加えて狭窄部上流、琵琶湖沿岸等における浸水被害の軽減に向けた整備を行う。
- ・既に一連区間の整備が進められてきており、ごく一部の区間のみが未整備である箇所限定し、速やかに事業を完了し浸水被害の軽減を図る。

## 利水

- ・水需要の抑制
- ・水需要の精査確認
- ・水利権の見直しと用途間転用
- ・既存水資源開発施設の再編と運用の見直し
- ・渇水への対応



## 利用

- ・「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とする
- ・「河川環境を損なう利用の是正」を図る

## ダム計画の方針

- (1) 治水、利水面からダムの効果は大きい。しかし水没を伴い、河川環境を大きく改変することも事実である。
- (2) 他に経済的にも実行可能で有効な方法がない場合において、ダム建設に伴う社会環境、自然環境への影響について、その軽減策も含め、他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。
- (3) 淀川水系の特性に鑑み、特に以下の事項について留意する。
  - 1) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響
  - 2) 狭窄部の開削は当面実施しないことによる狭窄部上流部の当面の浸水被害軽減
  - 3) 近年頻発している渇水に対する安全度の確保
  - 4) 既存ダム群の再編成
- (4) ダム水源地域の活性化に向けた取り組みを関係機関等と連携して検討する。

# ○河川整備計画基礎原案と意見書の対比

河川整備計画基礎原案(15. 9. 5)		意見書(15. 12. 9)	
<p>4. 1. 3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、… 問題点や課題については、淀川水系流域委員会に報告するとともに、広く一般に公開して、住民にその連携施策の妥当性の判断材料を提供する。</p>	19	<p>1 河川整備計画策定・推進 基礎原案には河川管理者の権限を超える幅広い取り組みを追求する姿勢が強く現れているところも多い。これは、これまでのように河川のみを対象とする河川整備を続けていたのでは、環境、治水、利水のいずれをとっても本来の目標を達成することができないという認識を背景としたものであり、その姿勢を高く評価したい。 いわゆる「縦割り行政」を打破するための具体策についても積極的に取り組む必要があり、さらなる努力を期待したい。</p>	1-1
<p>4. 1. 3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、… 異なった主体間の意思形成を有効に図るためには、問題が生じた時だけでなく、日常的な信頼関係を築くことが重要である。その際、行政と住民の間に介在してコーディネートする主体(河川レンジャー(仮称))の役割も期待される。</p>	19	<p>1.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、… 住民の意見を積極的に反映させようとする河川管理者の姿勢を高く評価し、流域委員会はこれを支援する。 合意形成に向けて日常的に信頼関係を構築していくことが重要である。この役割を「河川レンジャー(仮称、以下仮称を省略)」に期待しているが、</p>	1-2
<p>4. 2 河川環境 『川が川をつくる』のを手伝う」という考え方を念頭に実施するとともに、常に慎重にモニタリングを行い、河川環境の反応や、河川と連続する沿岸海域への影響を把握、評価してフィードバックを行う。</p>	19	<p>2.1 河川環境の整備の方針 基礎原案では、これまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、「流域的視点に立って、流域のあらゆる関係者が連携協力し、健全な水循環系の確保に向けた努力を積み重ねることを前提に、淀川水系の河川整備計画を策定する。この際、社会環境、自然環境への影響を十分に踏まえ、既存の計画にとらわれることなく、柔軟に見直しを行う」と明言している。河川環境を大きく改変するダム計画についても、「事業中のダムについてさらに詳細な調査・検討を行い、その間の工事を必要最小限のもの以外は着手しない」としている。これらはいずれも、従来の河川整備の考え方とは異なる画期的な判断であり、高く評価できる。 流域全体の河川環境・生態系機能の回復や水質環境の統合的管理に向けた取り組みも大きな課題として残っている。</p>	2-1
<p>4. 3. 1 洪水 下流堤防の破堤危険性を増大させるような狭窄部の開削は当面できないことから、既往最大規模の洪水に対する浸水被害の解消を目標として狭窄部上流における対策を検討する。 長期的には、浸水被害を軽減する土地利用誘導等の実施が必要であるが、当面の被害軽減処置としては、既設ダムの治水強化、並びに流域内貯留施設の整備を検討する。</p>	22	<p>3.1.1 洪水 流域対応を河川対応より先に記述していることで、これまで補完的に扱ってきた流域対応を重視する姿勢を示すものとして高く評価したい。 堤防の脆弱性を認め、「堤防強化対策」を取り上げたことは画期的なことであり、河川管理者の熱意と努力を高く評価したい。 既往最大洪水はこれまでの計画に用いられてきた確率洪水に比べると、総じて規模が小さいため、住民に不安を与えないように説明する必要がある。 浸水被害の「解消」は不可能であり、われわれが実現できるのは「軽減」でしかない。</p>	3-1



# ○河川整備計画基礎原案と意見書の対比

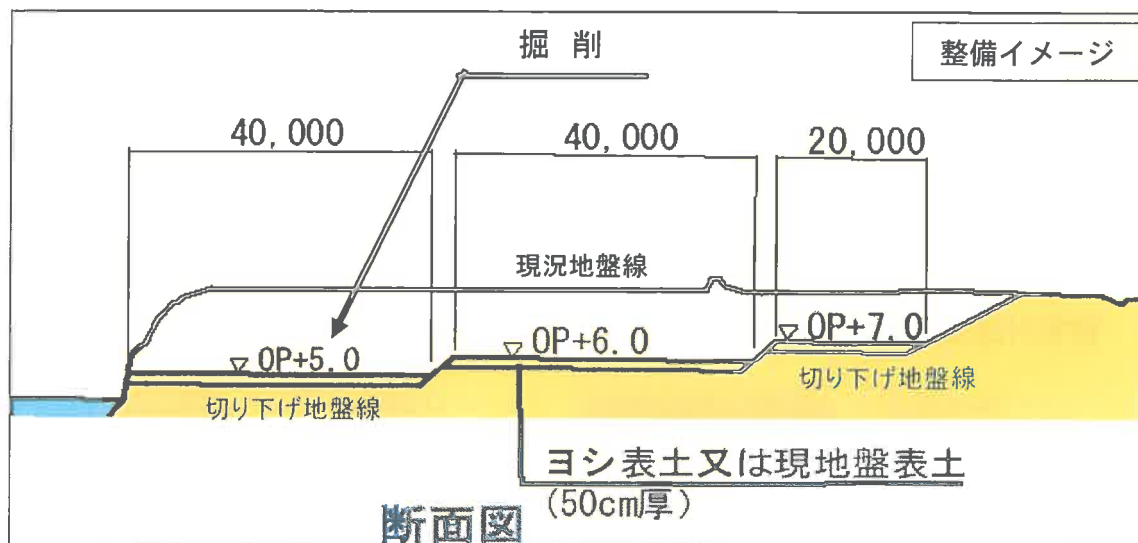
河川整備計画基礎原案(15. 9. 5)		意見書(15. 12. 9)	
<p><b>5. 4 利水</b>                      利水者の水需要(水利用実績、需要予測(水需要抑制策を含む)、事業認可及び事業の進捗状況、水源状況等)について水利権更新の際に精査確認し、適切な水利権許可を行うとともに精査確認結果を公表する。(…途中略)</p>	25	<p><b>4.1 利水の整備の方針</b>                      利水の基本的な考え方として、「水需要の抑制」を掲げ、さらに、「水需要予測の見直しを踏まえ、既存水資源開発施設の運用や新規施設の計画の内容を見直す」、「水需要の抑制を図るべく利水者や自治体との連携を強化する」としており、水需要管理へ一歩踏み出したものとして注目に値する。水需要は水利権更新の際に精査確認するとしているが、本来は常時行うべきものであり、とくに現在事業中の各ダムに関わるものは早急を実施するべきである。</p>	4-1
<p><b>4. 5. 2 河川敷</b>                      現状の利用形態を見直し、グラウンド、ゴルフ場等のスポーツ施設のように、本来河川敷以外で利用するものについては、縮小していくことを基本とする。…河川敷の利用については、個々の案件毎に、学識経験者、自治体等関係機関や住民等の意見を聴き判断することとする。</p>	26	<p><b>5.1.2 河川敷</b>                      「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を河川利用の基本とするとしており、「河川生態系と共生する利用」の普及に役立つものとして高く評価したい。                      河川管理者は、沿川の自治体に対して、今後は本来河川敷以外で利用するスポーツ施設等は新たに河川敷に設置しないという方針を明示するべきである。</p>	5-2
<p><b>5. 5. 2 河川敷</b>                      占用施設の新設及び更新の許可にあたっては、周辺環境・地域性に考慮し、川らしい自然環境を保全・再生することを重視し、学識経験者、自治体等関係機関からなる河川保全利用委員会(仮称)を設置し、住民等から広く意見を聴き、個々の案件毎に判断する。</p>			
<p><b>4. 7. 1 ダム計画の方針</b>                      他の河川事業にもまして、より慎重に検討した上で、妥当と判断される場合に実施する。</p>	29	<p><b>7.1.1 ダム計画の方針</b>                      この方針に見られるように、「他の河川事業にもまして、より慎重に検討する」としてことは正しい姿勢と評価できるものの、「妥当」の判断のなかに、提言に示した「社会的合意」が欠落していることは、重大な不備である。また、一方の環境を改善するために他方の環境を犠牲にする「環境振替」が真の利点になるかについては議論の余地がある。</p>	7-1
<p><b>1. 7. 3 事業中の各ダムの方針</b>                      ダム計画の方針に基づき、これまでに事業中の大戸川ダム天ヶ瀬ダム、川上ダム、丹生ダム、余野川ダムについては調査検討を行う。                      調査・検討の間は地元の地域生活に必要な道路や、防災上途中で止めることが不適當な工事以外は着手しない。</p>			

# ○河川整備計画基礎原案と整備予定事業の対比

淀川水系河川整備計画基礎原案	淀川水系河川整備事業
5. 具体的な整備内容	5. 事業の進捗状況・見込み
5. 2河川環境	
5. 2. 1河川形状	
(1)横断方向の河川形状の修復	(1)横断方向の河川形状の修復
5. 2. 4水質	
(4)河川の水質保全対策	(2)河川の水質保全対策
5. 2. 6生態系	
(1)淀川水系における良好な生物の	(3)良好な生物・生育環境の保全・再生
生息・生育環境の保全・再生	
5. 3治水・防災	
5. 3. 1洪水	
(1)破堤による被害の回避・軽減	
1)自分で守る(情報伝達、避難体制の整備)	
⑧情報伝達体制等の基盤整備	(4)光ファイバー網整備
2)みんなで守る(水防活動、河川管理施設の運用)	
③広域防災施設整備対策	(5)防災ステーション整備
④非常用資材の備蓄	
○桜つつみモデル事業[緊急復旧活動等を行う	(6)桜つつみモデル事業
資材の備蓄]	
4)堤防強化対策	(7)堤防強化対策
4)－1高規格堤防	①高規格堤防
4)－2堤防補強	②堤防補強
(2)浸水被害の軽減	(8)浸水被害の軽減
1)狭窄部上流の浸水被害の解消	①狭窄部上流の浸水被害の解消
②木津川上流	・木津川上流
2)琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減	②琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減
①宇治川	・宇治川
②瀬田川	・瀬田川
(3)一連区間整備の完成等	(9)一連区間整備の完成等
①淀川(宇治川)	①宇治川
②桂川	②桂川
③木津川下流	③木津川下流
④猪名川	④猪名川
⑤芥川大橋の架替を大阪府の道路事業と共同で	⑤芥川(淀川)
継続実施する	
⑦草津川	⑥草津川(草津川放水路)
⑧淀川(本川)	⑦淀川
5. 3. 3地震・津波	
(2)河川管理施設の耐震対策	(10)河川管理施設の耐震対策
1)堤防の耐震対策実施	①堤防の耐震対策実施
①淀川下流	・淀川
②瀬田川・宇治川	・瀬田川・宇治川
2)堤防以外の河川管理施設の耐震対策	②堤防以外の河川管理施設の耐震対策
①淀川大堰、毛馬排水機場は、耐震対策を実施する	・淀川大堰
(3)津波対策	(11)津波対策
2)淀川大堰の津波対策	①淀川大堰

## (1) 横断方向の河川形状の修復

水陸移行帯の保全・再生を図るため、横断方向の河川形状の修復を実施します。なお、堤防強化対策等を実施する場合も、河川形状の修復をふまえて行います。



## (2) 河川の水質保全対策

流水保全水路については、継続して調査し、今後の整備方針について検討します。

## (3) 良好な生物の生息・生育環境の保全・再生

横断方向の河川形状を修復し、水陸移行帯の保全・再生を実施します。



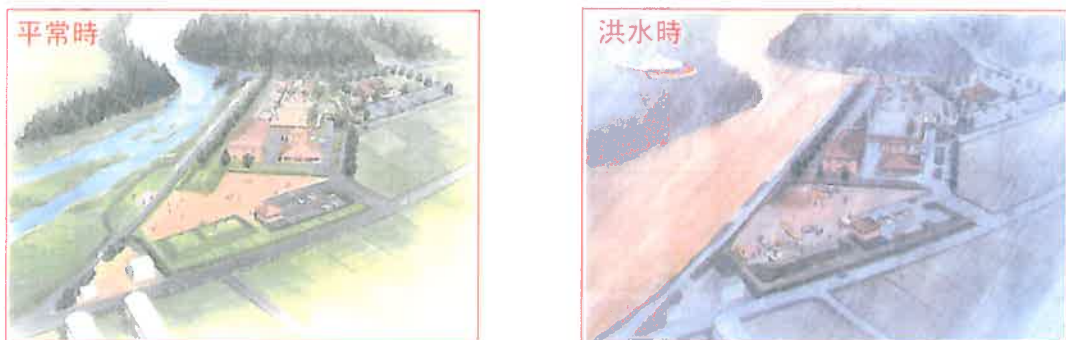
楠葉の実験ワンド

## (4) 光ファイバー網整備

情報伝達の迅速化や大容量化に対応するため、光ファイバー網の整備を継続実施し、自治体、水防団並びにマスメディアと相互接続することにより情報の共有化を可能にします。

## (5) 防災ステーション整備

ヘリポートを備えた水防活動や物資輸送等の拠点となる防災ステーションの整備を、猪名川出在家地区、名張川蔵持地区において継続実施します。



名張川防災ステーション（イメージ）

## (6) 桜つつみモデル事業

出水時の水防活動に利用する土砂等を備蓄するとともに、桜等の樹木を植栽して河川環境整備を行う「桜つつみモデル事業」を木津川下流の「城陽地区」について実施します。



## (7) 堤防強化対策

### ①高規格堤防

現在、高規格堤防を整備中の点野、新町、江川、牧野北地区は、完成を目指し、継続して実施します。関係行政機関と調整中の大庭地区は、早期に事業着手を目指します。

さらに、まちづくり計画との調整が図られた箇所から随時整備していきませんが、淀川下流左岸区間は、重点的实施に向け、積極的に調整を進めます。

なお、整備にあたっては、淀川沿川整備協議会（既存組織）や施設管理者、住民と連携して、まちづくりとの一体整備の調整を図ります。

住民、関係行政機関と調整中の津之江地区については調整後、実施します。

盛土完了地区		事業中地区	
① 西島地区	⑨ 伊加賀西①地区	① 高見地区	
② 大東地区	⑩ 伊加賀西②地区	② 淀川左岸川(海老江)地区	
③ 城北地区	⑪ 一津屋地区	③ 淀川左岸川(阪神高速)地区	
④ 守口地区	⑫ 大塚②地区	④ 大庭地区	
⑤ 点野地区	⑬ 大塚地区	⑤ 点野②地区	
⑥ 木屋地区	⑭ 前島②地区	⑥ 新町地区	
⑦ 出口地区	⑮ 前島地区	⑦ 牧野北地区	
⑧ 出口北地区	⑯ 山崎地区	⑧ 津之江地区	
		⑨ 江川地区	
		⑩ 江川②地区	



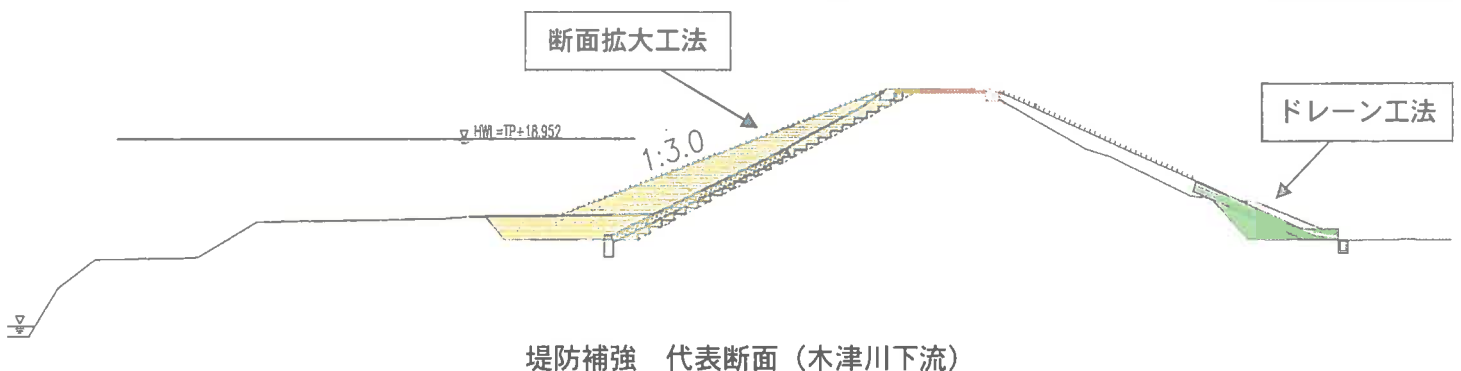
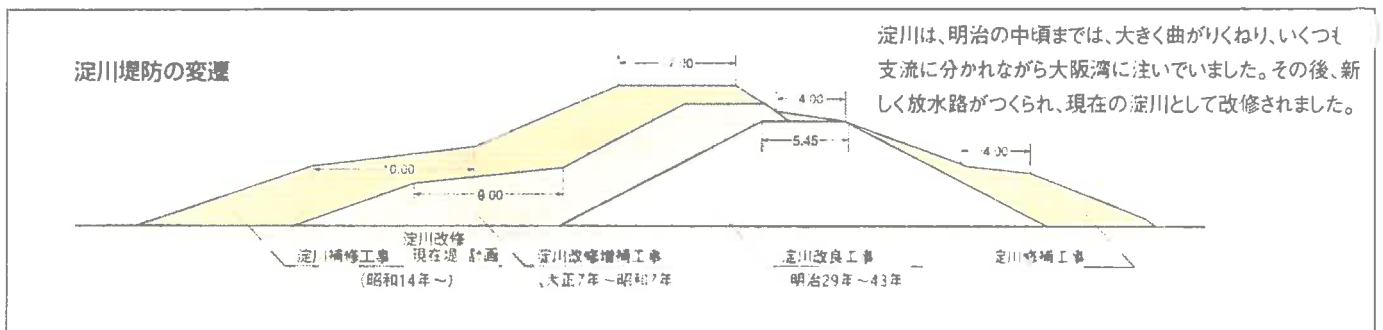
## ②堤防補強

高規格堤防整備には長い調整期間を必要とします。高規格堤防の整備区間及びその他の区間において緊急な対策が必要な区間においては、堤防補強を実施します。併せて、対策効果のモニタリングを実施します。

実施の優先度は、破堤したときの背後地への被害影響、堤防危険度を考慮して、緊急堤防補強区間を設定し優先的に実施します。

緊急に堤防補強を実施する必要がある箇所を決定するために詳細調査を実施する堤防延長は、以下の通りです。調査の結果、必要な箇所について、緊急に堤防補強を実施します。

淀川	約 39km
桂川	約 6km
木津川下流	約 13km
木津川上流	約 1km
猪名川	約 5km
宇治川	約 27km
瀬田川	約 3km





## (8) 浸水被害の軽減

### ① 狭窄部上流の浸水被害の解消

#### ・ 木津川上流

狭窄部開削は当面実施しませんが、岩倉峡狭窄部上流における洪水時に上野地区の浸水被害解消を図るため上野遊水地を継続実施します。遊水地内周囲堤の継続と遊水地機能を有するため、新たに越流堤、排水門、水路等を完成させます。



### ② 琵琶湖沿岸の浸水被害の軽減

#### ・ 宇治川

琵琶湖後期放流に対応するため、天ヶ瀬ダム再開発計画の調査検討結果及び河川整備の進捗状況を踏まえ、「塔の島」地区の河道掘削時期を検討します。



## ・瀬田川

琵琶湖からの放流量を増大させるため、洗堰から鹿跳溪谷までの河床掘削を継続実施します。

琵琶湖からの放流量を増大させるため、景勝地区である瀬田川下流（鹿跳溪谷地区）の流下能力の増大方法を環境、景観の両観点から検討します。

瀬田川洗堰の高水位時の放流能力を増強するためには、瀬田川洗堰のバイパス水路の活用が必要です。バイパス水路の活用について関係機関と調整し、必要な施設の改良を実施します。





## (9) 一連区間整備の完成等

### ①宇治川

隠元橋の架替を京都府の道路事業と共同で継続実施するとともに、隠元橋付近の用地交渉を継続し、一連区間の堤防整備を継続実施します。



### ②桂川

大下津地区において、住宅地整備と一体となった堤防拡幅を継続実施します。



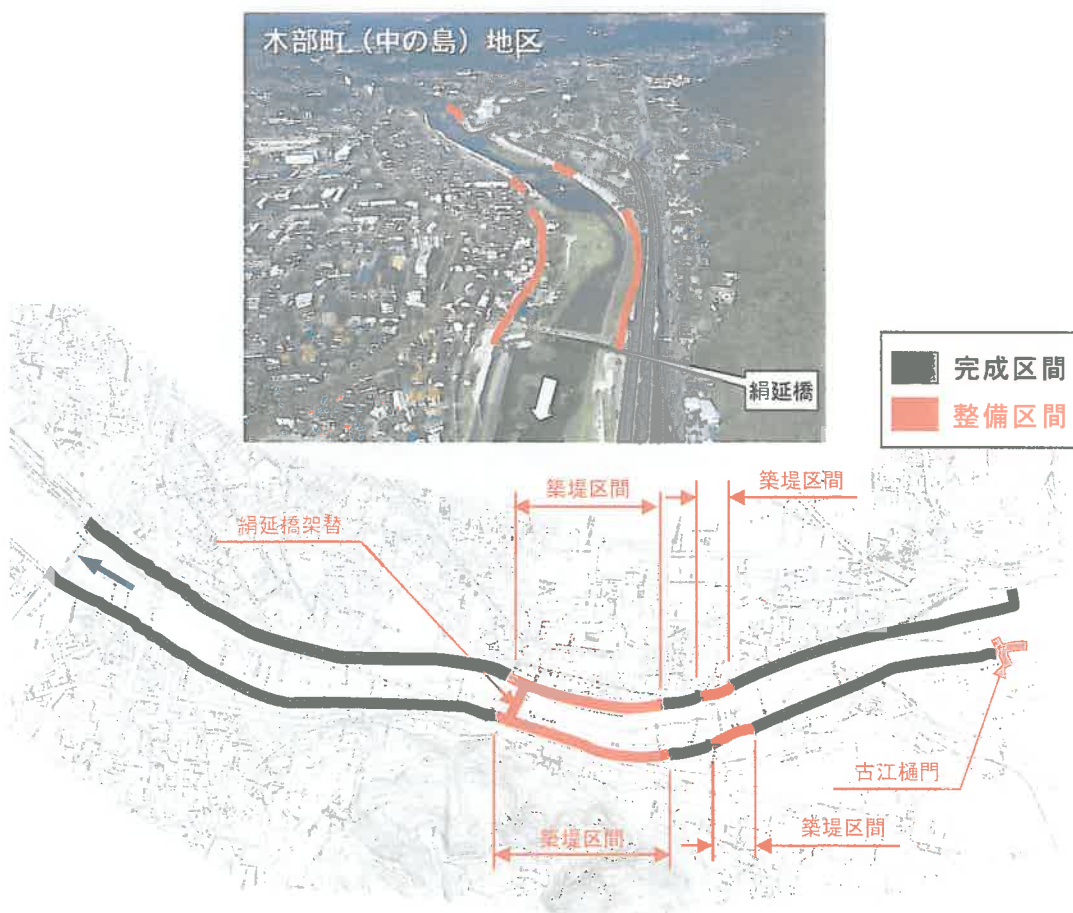
### ③木津川下流

小谷地区の築堤を継続実施します。



### ④猪名川

川西、池田地区の築堤を継続実施します。





## ⑤芥川（淀川）

芥川大橋の架替を大阪府の道路事業と共同で継続実施します。



## ⑥草津川（草津川放水路）

金勝川取付工及び、橋梁架設を継続実施します。



凡例

- ..... 上流部側道整備
- 大黒大橋改修
- 上流部河床切下

## ⑦淀川

河川整備の進捗状況を踏まえて、洪水時に流下能力阻害となる阪神電鉄西大阪線橋梁の改築時期を検討します。



### (10) 河川管理施設の耐震対策

#### ①堤防の耐震対策

##### ・淀川

堤防耐震対策が必要な1.3kmについて堤防強化との関係も含めて早急に検討し実施します。

##### ・瀬田川、宇治川

琵琶湖の後期放流により長期の高水位が継続する瀬田川・宇治川区間については、堤防強化との関係も含めて、耐震補強を検討し、実施します。

#### ②堤防以外の河川管理施設の耐震対策

##### ・淀川大堰

淀川大堰については耐震対策を実施します。

### (11) 津波対策

#### ①淀川大堰

淀川大堰の津波対策を実施します。

## 6. コスト縮減や代替案立案等

### (1) コスト縮減

- ① 工事発生土の有効利用
- ② 洗堰のゲート材質の見直し
- ③ 現場材料の使用

①



他工事からの流用

・他工事へまた他工事より残土を流用することにより処分費や購入費の軽減が図れます

②



・瀬田川洗堰のゲートのステンレス化により塗装が不要となり、メンテナンスの軽減が図れます

③



根固め工の間詰石

・現場発生するコンクリート殻や石材を利用することにより、処分費や材料費の軽減が図れます



## (2) 代替案

洪水防御を担っている長大な堤防は、材料として吟味されているとは限らない土砂を用いて逐次強化を重ねてきた歴史の産物であり、その構造は被災経験などに基づいて定められてきたもので、構造物の破壊過程を解析的に検討して設計されてきているものではありません。また、時代によって築堤材料や施工方法が異なり、過去の被災原因を解明することも困難であり、現在の堤防は必ずしも防災構造物としての安全性について十分な信頼性を有しているとはいえません。

そういった歴史的背景もあり、現在の堤防は被災の度に高く積み上げられ、破堤時は壊滅的な被害を受ける状態となっています。

淀川では堤防強化を優先的に実施するほか、浸水被害の軽減、一連区間の完成、地震・津波対策を進めることとしています。

浸水被害の軽減を図るには、代替案として堤防嵩上げが考えられますが、洪水時には更なる水位上昇をもたらすため、被害ポテンシャルの増大となります。また、琵琶湖においては、沿岸の浸水被害の拡大にも繋がります。

また、河川環境の保全・再生にあたっては、段階的に試験施工を行うなど、順応的にモニタリング結果をフィードバックしながら、事業を実施します。

## 7. 事業の投資効果（淀川水系全体）

淀川水系河川整備事業（高規格堤防整備事業を含む）

### ①便益（B）

- ・ 年平均被害低減期待額 6,362 億円
- ・ 評価対象期間における総便益（現在価値）

9兆4,421億円

### ②総費用（C）

- ・ 建設費 4,164 億円
- "（現在価値） 2,628 億円
- ・ 維持管理費（現在価値） 482 億円
- ・ 残存価値 36 億円
- ・ 総費用  $2,628+482-36=3,074$  億円

### ③費用便益比（B/C）

$$94,421/3,074=\underline{30.7}$$

## 8. 対応方針（原案）

### 【事業継続】

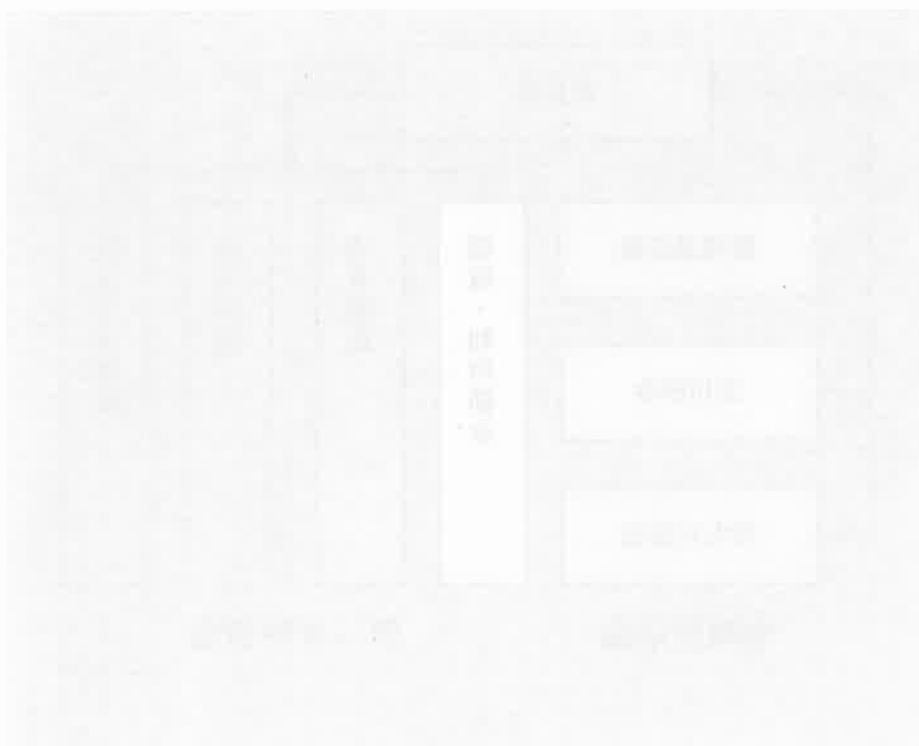
淀川水系では過去の大洪水と同等の洪水が起こった場合、甚大な被害が生ずると思われます。

以上のことから、河川整備計画が策定されるまでの当面の間は、

- ・木津川上流直轄河川改修事業（上野遊水地）では、早急に実施する必要がある堤防補強及び継続事業を実施します。
- ・木津川上流直轄河川改修事業（名張川等）では、継続事業を実施します。
- ・瀬田川直轄河川改修事業では、早急に実施する必要がある堤防補強及び継続事業を実施します。
- ・草津川直轄河川改修事業（草津川放水路）では、継続事業を実施します。
- ・野洲川直轄河川改修事業では、継続事業を実施します。
- ・宇治川直轄河川改修事業では、早急に実施する必要がある堤防補強及び継続事業を実施します。
- ・桂川直轄河川改修事業では、早急に実施する必要がある堤防補強及び継続事業を実施します。
- ・木津川下流直轄河川改修事業では、早急に実施する必要がある堤防補強及び継続事業を実施します。
- ・淀川直轄河川改修事業では、早急に実施する必要がある堤防補強及び継続事業を実施します。
- ・猪名川直轄河川改修事業では、早急に実施する必要がある堤防補強及び継続事業を実施します。



- ・淀川直轄河川環境整備事業（自然再生事業）は、自然環境的にも歴史文化的にも貴重な淀川ワンド群、及び鶴殿ヨシ原の保全・再生を図るため、継続事業を実施します。
- ・淀川直轄流水保全水路整備事業については、継続して調査し、京都府域の既存施設の有効活用方策、及び事業効果の詳細な検討と投資妥当性の検討を行うため、継続事業を実施します。
- ・瀬田川直轄河川環境整備事業（河川利用促進事業）は、河川利用者の安全性の向上を図るため、継続事業を実施します。



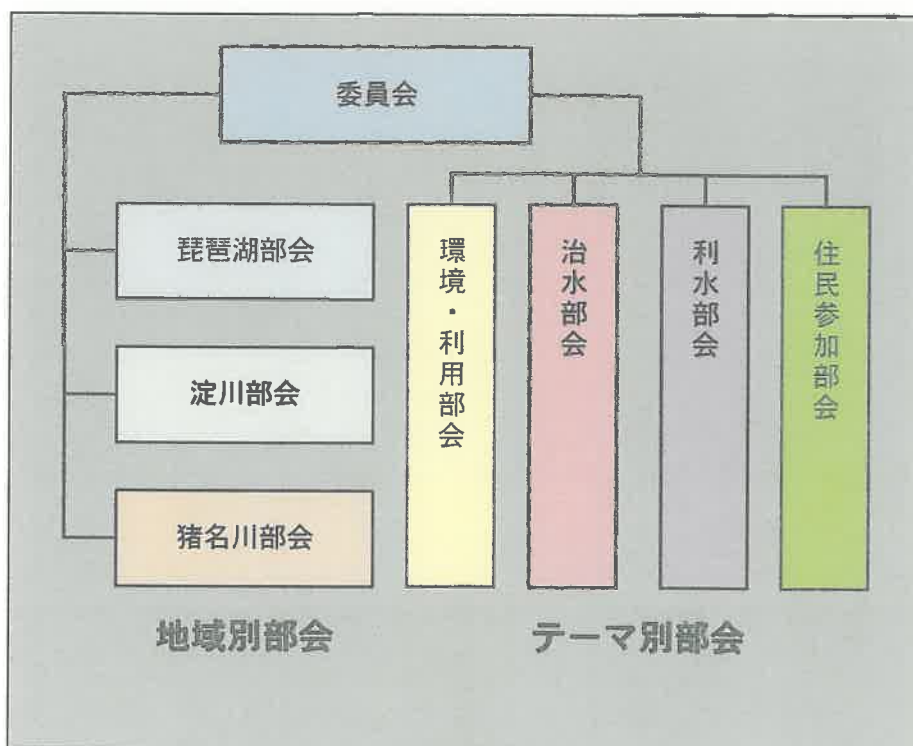
## 9. 流域委員会での審議状況と今後の予定

平成9年の河川法改正により、今後20～30年の具体的な河川整備に関する計画（河川整備計画）を策定するにあたっては、必要に応じて学識経験者の意見を聴くとともに、公聴会等により関係住民の意見を反映する手続きが導入されました。

近畿地方整備局では、河川空間の整備と保全を求める地域の声によりの確に応え、また、流域の特性や地域の風土・文化等の実情に応じた河川整備を推進し、川との共存共栄を図るためには、流域との連携が不可欠であると考えています。そのため、整備計画を策定するにあたり、学識経験者で構成される流域委員会を設置し、審議の内容や審議に至る一連の経過を広く地域に提供して、地域の幅広い意見を反映させるための新しい取り組みを積極的に導入していきます。

淀川水系においては、平成13年2月に流域委員会を設置しこれまで議論を重ねてきました。また、近畿地方整備局では流域委員会の議論と並行して、河川整備計画原案の策定作業を進め、昨年、9月には河川整備計画原案の基となる基礎原案を作成しました。そして、この基礎原案に対する流域委員会からの意見を12月に意見書として頂きました。現在は基礎原案に対する自治体や住民からの意見を聴いている段階です。

今後は流域委員会や自治体、住民から頂いた意見なども踏まえて、河川整備計画を策定していきます。



委員会の構成

# 【淀川水系河川整備計画策定に向けての経過と今後の進め方】

